

平成 2 6 年 第 7 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 26 年第 7 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 26 年 11 月 14 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 26 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 26 年 11 月 19 日 午前 10 時 48 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	藤原 勝美	○
住民企画課長	小野寺 祥裕	○	学校給食センター主幹	佐藤 美則	○
住民企画課参事	江草 智行	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選挙管理委員会局長	竹俣 信行	○
保健福祉課長	石川 篤	○	選挙管理委員会次長	齊藤 昭一	○
保健福祉課主幹	五十嵐 正美	○	監査委員事務局長	川口 昌志	○
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課参事	横山 智	○			
産業振興課参事	小南 雅誉	○			
建設課長	松橋 正樹	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
建設課主幹	竹内 秀行	○			
会計管理者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川口 昌志	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事務局主査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 藤原 英男 7番 山内 彬
2			会期の決定	11月19日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	平成25年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	平成25年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	平成25年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	平成25年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
11	〃	7	平成25年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
12	〃	8	平成25年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	78	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	79	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	80	津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	81	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	82	平成26年度津別町一般会計補正予算（第4号）について	
18	〃	83	平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
19	〃	84	平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
20	〃	85	平成26年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
21	〃	86	平成26年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
22	〃	87	平成26年度津別町上水道事業会計補正予算（第3号）について	
23	報告	17	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまから平成 26 年第 7 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において  
6 番 藤 原 英 男 君            7 番 山 内      彬 君  
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。  
○事務局長（川口昌志君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

す。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第7回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、あんしん生活サポートセンター「ほっと」の開所式についてであります。10月20日、社会福祉協議会において関係者40名が出席して執り行われました。このセンターは、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、成年後見制度などの利用について気軽に相談できる窓口として、町が社会福祉協議会に委託して設置したものであります。管内では2番目の開所となり、困りごとや不安を持つ方たちの一助となるよう期待するものであります。

次に、まちづくり懇談会についてであります。先に自治会から話題要望として出されたものを参考に、今年度は「老朽化した施設」「自主防災組織の立ち上げ」「津別町の福祉」についてをテーマとして、9月26日から10月31日までの間に17カ所で

開催したところ、175名（昨年は196名）の参加がありました。多くの貴重なご意見を伺えましたことに感謝いたしますとともに、開催にご協力をいただきました自治会等関係者の皆様に、改めてお礼を申し上げる次第であります。

次に、平成26年度津別町功労者・善行者表彰式についてであります。11月3日文化の日に、多くの出席者の皆様とともに功労者4名、善行者2名、3団体の方々を表彰いたしましたところであります。表彰の荣誉に浴された皆様は、それぞれの分野において町勢の振興発展に寄与された事績によるもの、多額の篤志をいただいた事績によるものであり、改めて敬意を表する次第であります。

次に、筑波大学と連携した「まちなか再生事業」についてであります。衰退が著しく、再生が急務となっている中心市街地の活性化を図るため、行政機能、商業機能、住居機能等総合的な観点から専門性を求めて筑波大学の支援を要請したところであります。

この要請に対し、11月7日、8日の両日、教授2名と学生1名が来町し、公共施設や町並みを視察するとともに、本町の実態と課題について意見交換を行い、要請に対する承諾を得たところであります。

また、この事業の実施にあたっては、財政負担を軽減するため、一般財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団）の補助事業を想定していることから、平成27年度事業採択に向け、大学との連携事項や地元協議会の設置に向けた具体的な準備を進めることとなります。骨子が固まり次第、議会と協議をさせていただく考えであります。

次に、北海道社会貢献賞の受賞についてであります。本年度の北海道社会貢献賞地域医療功労者として、津別町字幸町 丸玉産業株式会社津別病院院長 相澤 誠様が、11月9日、札幌市において北海道知事から表彰状を授与されました。

永年にわたり地域医療の確保に取り組まれた功績が認められたものであり、改めて深く敬意を表しますとともに、今後さらなるご活躍を期待するものであります。

次に、町有林オフセット・クレジット（J-VER）購入者への感謝状の贈呈についてであります。平成25年度よりオフセット・クレジットの販売を開始したところですが、今般、平成25年度に購入された企業・団体及び個人に対し、感謝状を贈呈することとし、去る11月10日、ソニー銀行株式会社東京本社において、センの木で作



製した感謝状の贈呈を行ったところです。

また、本日午後から、3団体に対し、同様に感謝状の贈呈を行うこととしており、引き続き町有林オフセット・クレジットの購入活用へのPRに努めてまいります。

次に、国営農地再編整備事業中央要請についてであります。11月10日、11日の両日、国営事業促進期成会と推進協議会役員とともに、平成27年度の事業着手に向けた予算措置について、農林水産省政務三役、道内選出の関係国会議員、農林水産省及び国土交通省北海道局など関係部署への要請を行ってまいりました。

本事業につきましては、既に事業着手に向けた法手続き等の事務を進めているところであり、引き続き事業関係者と連携を図り、平成27年度の確実な着手に向け関係機関への要請活動を行ってまいります。

なお、今議会におきまして、条例改正及び各会計補正予算の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第1号 平成25年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第12、認定第8号 平成25年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を審議の都合上一括議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 平成25年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第12、認定第8号 平成25年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件については、去る9月19日、第5回津別町議会定例会において、決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので本臨時会に付議するものです。

本件8件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

佐藤委員長登壇願います。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

平成25年度の津別町一般会計ほか6特別会計、1企業会計決算の認定につきましては、平成26年9月19日、第5回津別町議会定例会において、本件審査のため、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町介護サービス事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、津別町上水道事業会計、以上8件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長には藤原英男委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月24日に召集し、議場におきまして特別委員のほか議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他付属資料については事項別明細書と合わせ同時に審査を行いました。

また、各特別会計等については、歳入・歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました、一般会計並びに各特別会計等について、慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。

なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第8号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（鹿中順一君） それでは、委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。討論は省略したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから、平成 25 年度津別町一般会計及び特別会計等の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

はじめに認定第 1 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第 2 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第 3 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第 4 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第 5 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第 6 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第 7 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第 8 号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、認定第 1 号 平成 25 年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 12、認定第 8 号 平成 25 年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 8 件については認定することに決定いたしました。

#### ◎議案第 78 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 13、議案第 78 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 15、議案第 80 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 3 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 13、議案第 78 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 15、議案第 80 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

議案第78号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程されました議案第78号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について一括してご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、本年8月7日の人事院勧告及び11月13日に開催の津別町特別職報酬等審議会の答申により、一般職の勤勉手当と同様に議員、特別職及び教育長の期末手当の率を年間0.15カ月分引き上げる改正を行うものであります。

最初に議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ですが、3条例とも内容は同じでありますので、改正内容は説明資料の1ページ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でご説明させていただきたいと思っております。

3条例とも本年12月に支給する期末手当に限り、現行の「100分の205」を改正後「100分の220」に改めるものであり、公布の日より施行するものであります。

なお、今回の改正に伴い予算額についてでありますけれども、議員分で30万2,000円、特別職と教育長で27万7,000円、合計で57万9,000円となり、この予算措置につきましては、後ほど補正予算を提案させていただきたいと考えております。

以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくご承認いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 78 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 79 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 80 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 81 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 81 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第 81 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

最初に条例改正の基本的な考え方ではありますが、国家公務員の給与改定につきましては、本年8月7日の人事院勧告後10月7日に閣議決定が行われ、現在開会中の臨時国会において11月12日に参議院で可決され、法律の公布手続きがされているところでございます。本町の職員の給与につきましては、基本的にこの人事院勧告及び国家公務員の給与改正に準じて対応してきているところから、今回本町職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。資料の4ページをお開きください。新旧対照表でポイントを絞って説明させていただきたいと思っております。

まず4ページの通勤手当ではありますが、記載のとおりその距離に応じて支給しているところではありますが、片仮名のイ、片道5キロ以上10キロ未満の「4,100円」を改正後「4,200円」に、以後5ページの片仮名のス、60キロメートル以上「2万4,500円」を改正後「3万1,600円」に、それぞれ100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次に、5ページ、改正後の中段、附則の18項をご覧いただきたいと思っております。平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特別措置ということで、「100分の67.5」とあるのを「100分の82.5」として0.15カ月分増額するものであります。勤勉手当の増額措置でございます。これは6月の手当は既に支給済みでありますので、本年度に限り12月に増額して支給するものであります。

なお、来年度においては6月、12月の手当に0.075カ月分ずつ均等に配分して支給するため、来年3月に改めて定例議会において改正条例を提案させていただくことになろうかと思っております。

続きまして、給料であります月例給の改正についてでございますが、資料は5ページから9ページに給料表の新旧対照表をつけさせていただいております。アンダーラインを引いてあるのが今回の改正する級、号でございます。平均で0.3%、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた改定となっております。参考までに6ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、1級の5号というのが高卒の初任給でございます。「14万100円」が改正後「14万2,100円」ということで2,000円の増額となります。同じく1級の15号、短大卒の初任給でございます。「15万2,800円」

が「15万4,800円」ということで、ここも2,000円の増額でございます。同じく1の25、これは大卒の初任給でありますけども「17万2,200円」を「17万4,200円」ということで、同じく2,000円の増額となっております。

資料のほう9、8ページ開いていただきたいと思いますけども、今回3級の100号、それから4級の84号、5級76号、6級68号、以上のいわゆる高齢者層の給与改定については改訂がございません。

なお、今回の増額の予算措置につきましては後ほど各会計の補正予算において提案させていただきたいと考えております。全会計給料分で120万1,000円、手当分で498万4,000円、合計618万5,000円の増額となります。

なお、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

以上、提案内容の説明を行わせていただきましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号



○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 82 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 4）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいま上程となりました議案第 82 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、議会議員及び特別職の報酬並びに一般職の給与等について、議案第 78 号から第 81 号において条例改正いただきました内容と 6 月以降の職員の異動等による増減として人件費及び人件費補正に係る各特別会計への繰出金の補正となっております。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第 1 条第 1 項におきまして歳入歳出予算にそれぞれ 738 万 4,000 円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を 56 億 9,213 万 5,000 円と規定するものであります。第 2 項につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。失礼しました 56 億 9,313 万 5,000 円です、失礼いたしました。補正後の総額ちょっと言い間違いましたので訂正いたします。補正総額ですが 738 万 4,000 円につきましては、条例改正にかかわる部分につきましては、先に総務課長のほうから説明いたしましたので、全体について説明させていただきます。条例改正に伴う人件費は、給与表改正、通勤手当改正、あと勤勉手当の改正及びそれに係る退職手当組合、福祉協会の負担金が増となるところであります。それから、今年度途中の異動によりまして扶養手当及び住居手当においても増となるところです。また、時間外手当につきましては、当初該当職員の給料費総額 4%と予算を組んだところですが、9 月までの半年間で 67.3%の消化率、昨年よりは若干減ってはいるのですが、予算不足が見込まれることから今回 5.5%として再計算しまして増額させていただいております。一方、育児休業、あと職員の死亡退職等ということがありまして、当該職員分の給与費につきまして減額とさせていただいております。

これら一般職の増減と特別職の増とを含めまして、すべての会計の補正総額が 738 万 2,000 円の増額となるところです。一般会計では、そのうち上水道事業会計については、繰り出し等ありませんので、その補正額 30 万円について除かれますが、議会議

員の報酬等の増額が 30 万 2,000 円となりますので、差し引き 738 万 4,000 円の補正となるところであります。

では、事項別明細書、歳出 6 ページをご覧ください。歳出につきましては、給与費を設定しております各目で増減させております。一般会計全体で 573 万 5,000 円の増額となりますが、各目の説明は省略させていただきます。6 ページ、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費におきまして、7 ページにありますとおり議員報酬等の期末手当について 30 万 2,000 円の追加となるところであります。

続きまして、12 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費におきまして、次の 15 ページのほうになりますが国民健康保険事業特別会計繰出金として 35 万 5,000 円、介護保険事業特別会計繰出金として 37 万 6,000 円を人件費補正分として増額補正するものです。

同様に 16 ページになりますが、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生総務費におきまして、17 ページ及び 19 ページにありますとおり下水道事業特別会計繰出金として 33 万 7,000 円、簡易水道事業特別会計繰出金として 27 万 9,000 円の人件費の増額補正となります。

それでは、歳入のほうをご説明いたします。4 ページのほうお開きください。4 ページ、5 ページになりますが、今回の歳出補正に対しまして特定財源というものはありませんので、すべて一般財源の対応となります。そのため、今回は全額を財政調整基金からの繰り入れで対応するという考えから、款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 繰入金のうち財政調整基金繰入金において 738 万 4,000 円を増額補正するものです。

それでは、議案の補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、今説明いたしました事項別明細書の補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容について説明いたしましたので原案を承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第83号

○議長(鹿中順一君) 日程第18、議案第83号 平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(五十嵐正美君) ただいま上程となりました議案第83号 平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。補正の理由といたしましては、歳出は給与改定等に伴う人件費の追加、歳入については給与改定に伴う繰入金の追加を内容とする補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,034万8,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給与費で給料5万3,000円、職員手当等で24万5,000円、共済費、共済組合分で4万6,000円、負担金補助及交付金、負担金、退職手当組合分で1万1,000円の給与改定等に伴い、それぞれ追加をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたします、4ページ、5ページにお戻りください。款8

繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、その他一般会計繰入金に、歳出において給与改定等分の増額分 35 万 5,000 円の追加をお願いするものでございます。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第84号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第84号 平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第84号 平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では給与改定に伴う給与費の追加であります。歳入では、給与費の一般会計からの繰出金による補正であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を5億2,021万1,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与費は、給与改定に伴う給料、期末勤勉手当、共済費、退職手当組合負担金の増額と時間外手当の不足分などで37万6,000円の追加であります。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思えます。4ページ、5ページをお開きください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、給与改定に伴う事務費繰り入れ分として37万6,000円の追加になります。

では、第1表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明いたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理し、第1条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 85 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 85 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、主に人事院勧告に基づく人件費の増額でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 33 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 4 億 8,479 万 9,000 円とする補正をお願いするものでございます。

歳出からご説明いたしますので 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費は、給与費において給料 1 万 4,000 円、職員手当等 30 万 6,000 円、共済費 1 万 4,000 円、負担金補助及交付金 3,000 円の追加をお願いするものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。歳入につきましては、一般会計繰入金として歳出の不足額 33 万 7,000 円の追加をお願いするものでございます。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 85 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 86 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 86 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 86 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、主に人事院勧告に基づく人件費の増額でございます。第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 27 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 4,267 万 6,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、給与費において職員手当等 26 万 7,000 円、共済費 1 万 2,000 円の追加をお願いするものです。

4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入につきましては、一般会計繰入金として歳出の不足額 27 万 9,000 円の追加をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 86 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 87 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 87 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、主に人事院勧告に基づく人件費の増額でございます。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における支出の部において、水道事業費用を 30 万円追加し、費用合計額を 1 億 2,299 万 7,000 円とする補正をお願いするものでございます。

3 ページをお開きください。支出の部、水道事業費用、営業費用、総係費において給料 1 万 9,000 円、手当等 25 万円、法定福利費 2 万 7,000 円、負担金 4,000 円をそれぞれ追加し、費用全体で 30 万円の増額をお願いするものです。

4 ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、最下段の資金期末残高において補正の増額分が減額となり 2 億 4,735 万 9,000 円となります。

続いて、5 ページからの本年度予定貸借対照表については、5 ページの下から 6 行目、現金預金において、今回の補正分が減額し、2 億 4,735 万 9,000 円となり、4 ページの資金期末残高と同額となります。

7 ページ、下から 5 行目、当年度純利益につきましては、30 万円減少して、835 万 1,000 円と見込むものでございます。



1 ページにお戻り願います。第3表につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を30万円増額して、総額を1,713万7,000円とする補正をお願いするものでございます。

2 ページの補正実施計画につきましては、ただいま申し上げたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第17号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第17号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分の報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 26 年第 7 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞様でした。

（午前 10 時 48 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員